

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications 平成29年6月30日 消 防 庁

### 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動の あり方に関する検討会報告書」の公表

平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災を受けて、消防庁では、国土交通省と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」(別添1:委員名簿)を開催した結果、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。

#### 1 検討会概要

平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災では、大規模な倉庫で延 焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、今後取り組むべき防火対策及び消防 活動のあり方について検討を行いました。

2 検討結果 (概要は別添2参照)

報告書では、次の事項について提言がなされました。

- (1) 初期火災の拡大防止を図るための方策
  - ア 防火シャッターの確実な作動に関する対策
    - ・ 電線のショートによる被害防止対策の強化
    - ・ 防火シャッターの閉鎖障害を防止するための対策
  - イ 事業者による初動対応
- (2) より効率的な消火活動を実施するための方策
  - ア 消防本部における対策の強化
    - ・ 倉庫ごとの警防計画の策定
    - 外壁等の破壊及び水利の補充に関する協定の締結
    - 大規模火災等に対するアドバイザー制度

等

- イ 早期に被害を軽減するための措置に関するガイドライン
- ※ 報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。

(URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\_kento/h29/miyoshimachi\_souko\_k asai/index.html)



(連絡先) 消防庁予防課 千葉補佐、塩谷補佐、桐原係長 TEL: 03-5253-7523 (直通) FAX: 03-5253-7533

# 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動の あり方に関する検討会 委員名簿

### 【検討会委員】(敬称略)

◎小 林 恭 一 東京理科大学総合研究院教授 (座長)

関 澤 愛 東京理科大学総合研究院教授

辻 本 誠 東京理科大学工学部第二部建築学科教授

長谷見 雄二 早稲田大学創造理工学部建築学科教授

### 【事務局】

消防庁

国土交通省

### 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の概要

## 課題

# 対策

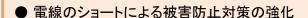
防火区画が適切に形成されなかったことや、初動対応が十分でなかったことにより、早期に消火できなかった。



火災の拡大を初期段階で確実に防止するための対策の確保

#### シャッターの作動状況

- 火災信号等を送る電線の一部でショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しなかった。
- 防火シャッターと連動するコンベヤのシステムの不作動や防火シャッターの降下位置に放置された物品が原因となって、多数の防火シャッターの閉鎖障害が発生した。



- 事業者自らが防火シャッター等の維持管理計画を策定し、実施。
- ① 国によるコンベヤの設置時の留意事項を含む倉庫の維持管理指針の策定
- ② 事業者による個別の倉庫ごとの実情に応じた維持管理計画の策定
- ③ 行政による維持管理計画の運用状況のフォローアップ

● 各消防本部において、以下のような取組みを推進。

#### 事業者による初動対応

- 屋外消火栓を用いた初期消火の際、誤操作により十分な 放水量が得られなかった。
- 火災発生を確認した時点で、119番通報が行われなかった (自動火災報知設備の作動7分後に通報)。



● 消火栓を用いた消火訓練や実火災を想定した通報・避難訓練について、倉庫 の状況に応じた効果的な内容を事業者が計画し、実施。

広範に火災が広がった結果、効率的な消火ができな かった

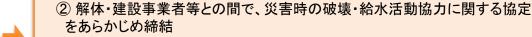


仮に火災が広範に拡大した場合においても、より効率的に消火できる 対策の充実

① 効率的な消防活動を行うため、倉庫ごとの活動に関する事前計画を策定

#### 火災拡大期における消防活動

- 開口部が少ないため、内部進入が困難であった。
- 建物中央部への放水活動が困難であった。
- 火災拡大期に伴い、重機で外壁を破壊する必要があった。
- 爆発的燃焼が発生し、消防活動に支障があった。



- 大規模・特殊な火災に際し、活動経験を有する消防職員や知識技術を有する有識者の知見等を活用できる仕組みを構築。
- より早期に進入するための経路や、建物中央部に放水する手段等に関する ガイドラインを作成し、事業者において建物の実情に応じた防火対策を実施。